

幕別町総合介護条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町総合介護条例 (平成12年3月24日 条例第25号)</p> <p>第1条～第6条の2 略 (保険料率)</p> <p>第7条 平成24年度から平成26年度までの各年度における保険料率(法第129条第2項に規定する保険料率をいう。)は、次の各号に掲げる第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>29,700円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>29,700円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>44,500円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>59,400円</u></p> <p>(5) 次のいずれかに該当する者 <u>68,300円</u></p> <p>ア 合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。)が<u>125万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、<u>第7号イ</u>又は<u>第8号イ</u>に該当する者を除く。)</p>	<p>○幕別町総合介護条例 (平成12年3月24日 条例第25号)</p> <p>第1条～第6条の2 略 (保険料率)</p> <p>第7条 平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率(法第129条第2項に規定する保険料率をいう。)は、次の各号に掲げる第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>30,900円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>40,100円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>46,300円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>52,500円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>61,800円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>74,100円</u></p> <p>ア 合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。)が<u>120万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、<u>第8号イ</u>、<u>第9号イ</u>、<u>第10号イ</u>又は<u>第11号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>77,200円</u></p> <p>ア <u>合計所得金額が155万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p>イ <u>要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分に</u></p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>74,200円</u> ア 略 イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ又は第8号イに該当する者を除く。）</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>89,100円</u> ア及びイ 略</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>98,000円</u> ア及びイ 略</p> <p>(9) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>106,900円</u></p> <p>2 前項の保険料率を決定する場合において、100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>第8条 略 （賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失があった場合）</p> <p>第9条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。）、<u>ロ若しくはハ</u>、第2号ロ、<u>第3号ロ若しくは第4号ロ</u>又は第7条第1項第5号イ、第6号イ、第7</p>	<p><u>よる額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。）</u></p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>80,300円</u> ア 略 イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。）</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>92,700円</u> ア <u>合計所得金額が290万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u> イ <u>要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ又は第11号イに該当する者を除く。）</u></p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>98,800円</u> ア及びイ 略</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者 <u>105,000円</u> ア及びイ 略</p> <p>(12) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>111,200円</u></p> <p>2 <u>所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の平成27年度及び平成28年度の各年度における保険料額は、同号の規定にかかわらず、27,800円とする。</u></p> <p>3 <u>前各項の保険料率を決定する場合において、100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</u></p> <p>第8条 略 （賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失があった場合）</p> <p>第9条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。）、<u>ロ若しくはニ</u>、第2号ロ、<u>第3号ロ、第4号ロ若しくは第5号ロ</u>又は第7条第1項第6号イ、第7</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>号イ若しくは第8号イに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第4号まで及び第7条第1項第5号から第8号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。</p> <p>4 略 第10条～第26条 略</p> <p>附 則 第1条～第15条 略</p>	<p>号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ若しくは第11号イに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第5号まで及び第7条第1項第6号から第11号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。</p> <p>4 略 第10条～第26条 略</p> <p>附 則 第1条～第15条 略</p> <p><u>(介護予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置)</u></p> <p><u>第16条 法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から町長が定める日までの間には行わず、町長が定める日の翌日から行うものとする。</u></p>

【介護保険料所得段階別比較表】

第5期事業計画（平成24年度～平成26年度）					第6期事業計画（平成27年度～平成29年度）							
基準保険料月額 4,950円 基準保険料年額 59,400円					基準保険料月額 5,150円 基準保険料年額 61,800円							
所得段階	対象者		算定基準	保険料額	所得段階	対象者		算定基準	保険料額	公費負担による軽減の実施 (平成27・28年度)		
	本人の属する世帯員の状況	本人の状況				本人の属する世帯員の状況	本人の状況			算定基準	保険料額	
第1段階	世帯員全員が非課税の方	老齢福祉年金受給者の方 生活保護受給者の方	基準額 ×0.5	29,700円	第1段階	世帯員全員が非課税の方	老齢福祉年金受給者の方 生活保護受給者の方 課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方	基準額 ×0.5	30,900円	基準額 ×0.45	27,800円 (※)	
第2段階		課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方	基準額 ×0.5	29,700円								
第3段階		課税年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円以下の方	基準額 ×0.65	38,600円 (※)								
第3段階		上記に該当しない方	基準額 ×0.75	44,500円								
第4段階	本人が非課税の方	課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方	基準額 ×0.9	53,400円 (※)	第4段階	本人が非課税の方	課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方	基準額 ×0.85			52,500円	
		上記に該当しない方	基準額 ×1.0	59,400円	第5段階		上記に該当しない方	基準額 ×1.0			61,800円	
第5段階	世帯員に課税者がいる方	本人が課税の方	合計所得金額が125万円未満の方	基準額 ×1.15	68,300円	第6段階	世帯員に課税者がいる方	合計所得金額が120万円未満の方	基準額 ×1.2			74,100円
第6段階			合計所得金額が125万円以上190万円未満の方	基準額 ×1.25	74,200円	第7段階		合計所得金額が120万円以上155万円未満の方	基準額 ×1.25			77,200円
第7段階			合計所得金額が190万円以上350万円未満の方	基準額 ×1.5	89,100円	第8段階		合計所得金額が155万円以上190万円未満の方	基準額 ×1.3			80,300円
			第8段階	合計所得金額が350万円以上500万円未満の方	基準額 ×1.65	98,000円		第9段階	合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	基準額 ×1.5		
第9段階				合計所得金額が500万円以上の方	基準額 ×1.8	106,900円		第10段階	合計所得金額が290万円以上350万円未満の方	基準額 ×1.6		
			第11段階					合計所得金額が350万円以上500万円未満の方	基準額 ×1.7			105,000円
					第12段階	合計所得金額が500万円以上の方	基準額 ×1.8			111,200円		

(※) は、附則第7条に規定する特例措置

(※) は第7条第2項に規定する措置